



米国の公的扶助制度

2009年7月31日

貧困家族一時扶助(Temporary Assistance for Needy Families: TANF)

扶養児童のいる低所得世帯に給付金を支給する制度。1996年の福祉改革法の成立により、要扶養児童家族扶助(AFDC)、就労機会・基礎技能訓練(JOBS)、緊急扶助(EA)の3つの福祉制度が廃止され、代わりに福祉への依存からの脱却と就労による自立支援を目的とし、給付金の支給と就業支援を統合した「貧困家族一時扶助制度(TANF)」が設立された。TANFは、1)児童が自宅または親戚宅で養育されるよう、貧困世帯の扶助、2)就労準備、就職、結婚を促進し、政府からの給付に依存する低所得児童扶養者の削減、3)婚外妊娠の発生の予防・減少における年間数値目標の設定、4)ふたり親世帯の形成と維持の促進を目的としている。TANF受給者は、給付金以外に、就業支援、職業訓練、カウンセリング、育児手当、住宅支援や交通費の還付といった支援も受けられる。

2009年2月の景気対策法“American Recovery and Reinvestment Act”の成立により、TANF関連の支出が増加した州や地方自治体に、総額50億ドル(会計年度2009~2010年)の緊急支援金を支給する基金“Emergency Contingency Fund for State TANF”制度が設立された。具体的には、取扱件数、一時給付、補助金つき雇用の3項目が、基準年(2007年または2008年)より増加した州や地方自治体に対し、増加分の80%を還元する。

●根拠法

社会保障法(1972年)、個人責任および就労機会調整法(1996年)

●受給対象者

子供を扶養する低所得世帯

- 18歳以下(高校にフルタイムで通っている場合は19歳以下)の子供を扶養する親や親戚
- 1人目の子供を妊娠中の妊婦(および同居する配偶者)

●受給要件

州によって詳細は異なる。

1. 子供を扶養していること
2. 世帯収入が一定水準以下であること
3. 資産総額(預金、株式、証券、未使用の不動産など。自宅、家具、自動車は含まない)が一定額(主に2,000ドル)以下であること
4. 就労活動に従事すること
5. 米国市民であること

●給付水準

州によって月あたりの最大給付が異なり、また世帯ごとの給付額は収入や資産調査をもとに決定される。2003年6月現在、3人家族に対する最大給付額の全米平均は413ドル。ほとんどの州が給付金の受け取り方法として電子給付送金(EBT)カードと呼ば

れるデビットカードを導入しており、後述の栄養補給支援 (SNAP) や女性・乳幼児向け特別栄養補給支援 (WIC) 制度と併用されている。

【フロリダ州の月額最大給付額 (2006 年 10 月現在)】 (単位:ドル)

世帯人員	家賃など住居費の負担がない	毎月の住居費が 50ドル以下	毎月の住居費が 50ドル以上
1人	95	153	180
2人	158	205	241
3人	198	258	303
4人	254	309	364
5人	289	362	426

●給付期間

州によって異なるが、連邦政府の基準は生涯で合計5年までとなっている。ただし、州政府は、孤児や家庭内暴力の被害者など全受給者の 20%に対し、罰則なしで給付期間を延長することを認めている。

例) テキサス州の場合

テキサス州における給付期間は6カ月。学歴、就労経験、経済状況に応じて更新可能であり、合計 12~36 カ月受給できる。

●自立支援

1. 就労義務

16~60 歳の健常者は、受給開始直後、または遅くとも2年以内に就労活動に従事することが義務づけられている。就労活動には、補助金なし/補助金ありの就労、職業訓練、OJT、求人検索、就労体験、社会奉仕活動、職業教育、GED (高等学校卒業程度認定試験) 対策講習などが含まれ、各州でTANF受給者の就業を促進する様々な対策が講じられている。就労義務を満たさない場合、給付額が一時的に減額されるか、または受給資格を喪失する。減額の幅や罰則期間は州によって異なる (2002 年現在、ほとんどの州では罰則期間が1カ月、または基準を満たすまでとなっている)。

- ひとり親世帯は週当たり平均 30 時間 (6歳未満の児童を持つ場合は 20 時間) の就労が義務
- ふたり親世帯は週当たり平均 35 時間 (連邦政府から育児手当を受給している場合は 55 時間)
- ただし、適切な保育サービスが見つからないという理由で就労基準を満たせない6歳未満の児童を持つひとり親世帯を、州政府が罰することは禁じられている

例) ワシントン州のTANFプログラム「ワークファースト」

ワシントン州は、TANF受給者向けに様々な就業支援プログラムを提供している。プログラム参加者は、職能評価、就職活動計画の作成、履歴書作成や面接対策といった就労準備活動を終えた後、就職活動を行いながら、就職カウンセラーとともに計画の見直しや求人検索などを行う。さらに、職歴や経験、興味に応じて、就労体験やコミュニティカレッジでの学位取得プログラムといった職業訓練も受けることができる。

同州ではさらに、就職に成功し、ワークファーストを卒業した元受給者の定着と収入アップを助ける「キャリア・サービス・プログラム」をワンストップ・キャリアセンターを通じて提供している。週の労働時間が 30 時間以上であれば参加が可能で、コーチング、個別就職計画の作成、職業訓練の紹介といったサービスを受けられる。参加者には月額 50ドルの手当が最長6カ月支給される。さらに同州の雇用保障局が提供する雇用支援活動に参加すると、「ボーナス」(参加時に 150ドル、4カ月目に 100ドル、6カ月目に 100ドル) が支給される。

2. 個人開発口座 (Individual Development Account)

TANF受給者が「個人開発口座 (IDA)」に貯蓄した勤労所得に対し、プログラムの運営団体 (非営利団体や政府機関) が、1ドルにつき平均1ドルを上乗せして拠出する。これに連邦政府からの追加拠出も上乗せされ、単身者は最高 2,000ドル、夫婦は 4,000ドル貯蓄できる。低所得世帯の資産形成の支援と金融教育の促進を目的に 1998 年に制定された "Assets for Independence Act" によって設立された制度である。TANF受給者は、純資産 (自動車1台と自宅は除く) が総額1万ドル以下であればプログラムに参加

可能。個人開発口座に貯蓄された所得は、TANF受給資格や受給額を決定する際に控除されるため、貯蓄があってもTANFの給付額が減ることはない。貯蓄の使い道は、1)初めてのマイホームの購入、2)スモールビジネスの資本金、3)高等教育や訓練に限られている。

●財源

連邦政府の補助金および州政府

●管理運営機構

連邦保健・福祉省(HHS)

●給付実績

2008年現在の月間平均受給者数 381万7,041人

補足的所得保障(Supplemental Security Income: SSI)

補足的所得保障(SS I)は、生活に最低限必要な衣食住のニーズを満たせるよう、高齢者と障害者に給付金を支給する社会保障庁(SSA)の公的扶助制度である。職歴や現在の就労状況は問われず、民間および公共のホームレス保護施設の入所者も適用される。障害認定を受けるには、12カ月以上継続する、または死に至ると予測される身体的または精神的機能障害により、実質的稼得活動(SGA)に従事できないことが条件。一定額以上の所得(2009年現在、月額980ドル以上)がある場合、SGAに従事しているとみなされ、SSIは支給されない。

SSIの給付期間は無制限で、受給者に就労義務は課せられないため、TANFの受給資格を満たさない低所得者を保護する役割を果たしている。SSI受給者には、栄養補給支援制度(カリフォルニア州を除く)とメディケイド(低所得者向け医療保険)の受給資格も自動的に与えられる。

2009年2月の景気対策法の成立により、すべてのSSI受給者に対し、一時金として250ドルが支給された。

●根拠法

社会保障法(1972年)

●受給対象者

- 65歳以上の高齢者
- 障害者(18歳以下の子供も含む)

●受給要件(全米共通)

1. 不労所得(社会保障給付、失業手当、労災、年金、家賃収入等)が一定額以下(2009年現在、単身者で月額694ドル未満、夫婦で1,031ドル未満)であること
2. 勤労所得(賃金、自営業による純益、ロイヤリティなど)が一定額以下(2009年現在、単身者で月額1,433ドル未満、夫婦で2,107ドル未満)であること
3. 資産総額が単身者や子供は2,000ドル以下、夫婦は3,000ドル以下であること(居住する建物や土地、自動車、生活用品、額面金額1,500ドル以下の生命保険、生業や自活につながるような所持品などは含まれない)

●給付水準

毎年1月に議会で物価上昇率に合わせて連邦政府の最大給付額が決定される(2009年は単身者が674ドル、夫婦が1,011ドル)。ほとんどの州・地区で州政府からの補助金が上乘せされており、2009年4月現在の平均給付額は505.10ドル(連邦と州の合計)となっている。

毎月の給付額は所得、資産、居住環境に応じて決定され、配偶者や保護者の所得や資産も考慮される。

【カリフォルニア州の月額最大給付額(2009年1月現在)】(単位:ドル)

居住環境	高齢者	障害者	視覚障害者
<単身者>			
自立した生活	907	907	972
食事付きケアホーム(非医療)	1,086	1,086	1,086
自立した生活、調理設備なし	991	991	
他人の家に同居	683	683	764
未成年の障害者	793	793	
居候する未成年の障害者		557	
<高齢者または障害者の夫婦>			
自立した生活	1,579		
食事付きケアホーム(非医療)	2,172		
自立した生活、調理設備なし	1,747		
他人の家に同居	1,269		

●給付期間

受給条件を満たす限り、無期限(ただし、一部の移民または難民の給付期間は最長7年)。受給要件を満たしているか、受給額が適切かを確認するため、郵送、電話、面談による審査が定期的に行われる。

●自立支援

1. 就労チケットプログラム(Ticket to Work)

1999年の就労チケットおよび就労インセンティブ改善法(Ticket to Work and Work Incentives Improvement Act)により、SSIおよび社会保障障害保険(SSDI)受給者の経済的自立を促進する就業支援プログラム“Ticket to Work and Self-Sufficiency Program”が設立された。同法は、就労開始後も継続して公的な医療保障を受けられるようにすることで、就労意欲を高めることを目的とする。

プログラムの参加条件を満たす18~64歳のSSI受給者は、SSAから支給されたチケットを利用し、「エンプロイメント・ネットワーク(EN)」プロバイダとして認定された民間のサービス供給団体や州の職業リハビリテーション機関の中から、自身の目標や目的に合った最適なプロバイダを選び、職業訓練、職業紹介、職業リハビリテーションサービスを無料で受けることができる。そしてENのスタッフと共に、就職目標と目標達成をサポートするためにENが提供する具体的なサービス内容を記した個別就労計画(IWP)を作成する。チケットの利用は任意で、義務ではない。

2. 就労インセンティブ

SSIの受給者が、働きながらSSIの給付およびメディケイド/メディケアも受けられるよう、「就労インセンティブ」と呼ばれる様々な特別規定が設けられている。

1) 自立達成計画(PASS)

SSIの規定では、所得や資産が増えるほど、給付額は通常減額される。しかし、就労意欲のある障害者は、自立達成計画(PASS)を作成し、それがSSAに承認された場合、就学、職業訓練、起業準備など目標達成に必要な資金を一定期間貯蓄できる。こ

の貯蓄は所得や資産とはみなされないため、より多くの給付を受けることができる。

PASS には、就職または起業で就きたい仕事の内容、目標所得額、計画を実現するための具体的なステップ(日付つき)、目標達成に必要なサービスまたは品物の内容と推定金額、支払方法、その支出が必要な理由、貯蓄計画(貯蓄額と貯蓄方法)、起業希望者は具体的な事業計画(事業内容、営業時間、ターゲットとする顧客層、競合、必要な品物やサービスとその金額、資金調達方法等)を記載しなければならない。

2) 勤労所得控除

勤労所得から、月額 65 ドルと 65 ドルを超えた場合は超過分の 50% を足した額が控除される。

3) 障害関連就労経費控除

通勤費(タクシー代を含む)、通勤に使用する車椅子、学校や訓練に必要な教材、コーチングや履歴書添削などのキャリアサービス、ホームヘルパーサービスなど、就労や訓練に必要な品物やサービスの購入にかかる経費は、SSI 受給資格や給付額を決定する際に勤労所得から控除される。

4) 自立に欠かせない固定資産の控除

自立のための手段として必要不可欠な資産は、SSI の受給資格を決定する際に控除される。株式や債券など流動資産は含まれない。

- 商売に使用する資産(在庫など)または、雇用者として仕事に使用する個人資産(用具や機器など)
- 商品の製造やサービスの提供に必要な事業用途以外で使われる資産(家庭で消費する野菜や家畜を育てるための土地など)、総額 6,000 ドル
- 年間6%以上の利益率で収入をもたらす非事業用資産(賃貸不動産など)、総額 6,000 ドル

5) 職業リハビリテーション受講中の給付継続

健康状態が回復し、障害の定義を満たさなくなった場合でも、公認の職業リハビリテーションプログラム(就労チケットプログラムやPASSを含む)に積極的に参加することによって、給付がプログラム修了時まで継続される。

6) メディケイド適用継続

職場に復帰し、所得が各州が設ける基準を超えた場合でも、メディケイドの適用は継続される。

● 財源

SSI を運営するのは社会保障庁(SSA)だが、財源は社会保障税ではなく、国の一般財源(個人や法人が支払う所得税)。

● 管理運営機構

社会保障庁(SSA)が管理運営し、各地の社会保障事務所が窓口となっている。

● 給付実績

2009 年4月現在、495 万 3,000 人

一般扶助 (General Assistance: GA)

単身者や児童を扶養しない夫婦など、TANF や SSI といった公的扶助制度の受給資格を満たさない、または受給制限期間を超えた就労不能の低所得者に対して、州政府や地方自治体が独自の財源で行う給付金支給制度の総称。州によって対象者、受給要件、給付水準は異なる。ニュージャージー州、ペンシルバニア州、ミネソタ州、メイン州、ワシントン州、イリノイ州など一部の州で導入されている。

例) イリノイ州のGA制度

イリノイ州シカゴ市は、TANFおよびSSIの受給資格を満たさない就労不能の低所得者に必要最小限の所得補助と医療保障を提供するGA制度を運営している。同州のGAには、単身者および児童を扶養しない夫婦向けの Transitional Assistance (TA) と、低所得世帯および妊婦向けの Family and Children Assistance (GA-FCA) の2種類がある。

TAは、SSIの受給資格を満たさない単身者および児童を扶養しない夫婦を対象とし、SSIの申請結果待ちの障害者、直近1年の総収入が2,000ドル未満で過去7カ月間の月収が200ドル以下の55歳以上、介護のために自宅に待機しなければならない者、糖尿病や高血圧や発作を抑える処方薬を定期的に服用・使用しなければならない者、高校や専門学校にフルタイムで通う20歳未満の者などが含まれる。受給要件は、資産が2,000ドル以下であること。TAの給付額は月額100ドルである。

GA-FCAは、TANFの受給資格を満たさない扶養児童を持つ低所得世帯を対象とする。給付額は所得、居住地、世帯人員、世帯構成によって異なり、最大給付額はTANFと同額である。受給要件は、資産が単身者で2,000ドル以下、夫婦で3,000ドル以下であること。

栄養補給支援制度 (Supplemental Nutrition Assistance Program : SNAP)

低所得世帯に食費手当を支給する制度。2008年の新農業法の成立により、1964年に正式に開始された前身のフードスタンプ・プログラムから、栄養価の高い食料の提供に重点を置くため、「栄養補給支援制度 (SNAP)」に制度名が変更された。2009年6月17日付けで、紙のバウチャーは廃止され、電子給付送金 (EBT) カードのみ利用可能となった。カードは、農務省に認可された食料品店やファーマーズマーケット (農産物直売所) で利用できる。景気対策法の成立により、SNAPに200億ドルの予算が付いた。これにより、2009年4月1日から2010年9月30日まで、SNAPの全受給者を対象に、月当たりの給付額が13.6%増額された (例: 4人家族で80ドル上乗せ)。

● 根拠法

フードスタンプ法 (Food Stamp Act, 1964年)、食料・保全・エネルギー法 (2008年)

● 受給対象者

低所得者。SSI受給者は自動的に受給資格を与えられる。

● 受給要件

全米共通

1. 資産総額が2,000ドル以下 (家族に60歳以上または障害者がいる場合は3,000ドル以下)
2. 毎月の世帯収入が連邦貧困ガイドラインの130%以下
3. 毎月の純所得 (世帯収入から保育費、住居費、その他支出を差し引いたもの) が連邦貧困ガイドラインの100%以下
4. 米国在住歴5年以上 (移民も受給可能)
5. 16~60歳の健全者は就労、または紹介された就業支援・職業訓練プログラムに参加すること

【世帯人員別 世帯収入の上限 (2008年10月~2009年9月)】 (単位:ドル)

世帯人員	世帯収入(月額)	純所得(月額)
1人	1,127	867
2人	1,517	1,167
3人	1,907	1,467
4人	2,297	1,767
5人	2,687	2,067

●給付水準

給付額は、所得や世帯人員に応じて決定される。各世帯の給付額＝(世帯人員別最高給付額)－(純所得の30%)。平均給付額は2008年現在、1人当たり101ドル、世帯当たり227ドル。

【世帯人員別 月額最大給付額(2009年4月～2009年9月)】(単位:ドル)

世帯人員	最大給付額
1人	200
2人	367
3人	526
4人	668
5人	793

<認められている使い道>

食料品や食物の種

<認められていない使い道>

酒類、タバコ、非食料品(ペットフード、日用品、紙類)、栄養補給食品、外食、テイクアウト

※一部の地域では、ホームレス、障害者、高齢者向けの低価格な料理を提供するレストランでも利用可能

●給付期間

無期限。ただし、18～50歳の扶養児童や要介護者を家族に持たない健常者の場合、就労活動または職業訓練(週20時間)に参加しなければ、給付期間は3年間につき合計3カ月に制限される。ただし、景気対策法の成立により、不況下での就職の難しさと緊急支援の必要性を鑑み、2010年末までに限りこの制限は撤廃された。

●財源

連邦農務省

●管理運営機構

連邦農務省食品栄養局(FNS)

●給付実績

2009年2月現在、3,260万人

女性・乳幼児向け特別栄養補給支援制度

(Special Supplemental Nutrition Program for Women, Infants and Children: WIC)

低所得の産前産後の女性および5歳以下の乳幼児を対象とした特別栄養補給制度。バウチャーが支給され、プロテイン、カルシウム、鉄分、ビタミンA・Cの含有量が多い特定の食品と交換できる。定期的に母子の身体測定と栄養指導も行われる。1994年、栄養補給制度としての役割を強調するため、前身の“Special Supplemental Food Program for Women, Infants, and Children”から女性・乳幼児向け特別栄養補給支援(WIC)に制度名が変更された。

●根拠法

児童栄養法(1966年)、健康なアメリカ人のための健康な食事法(Healthy Meals for Healthy Americans Act、1994年)

●受給対象者

1. 妊婦(妊娠～産後6週間以内、もしくは妊娠を終了した者)
2. 産後6カ月以内の女性
3. 授乳中の女性(乳児が1歳になるまで)
4. 乳幼児(5歳まで)の親・養父母・祖父母・保護者

●受給要件

1. 収入が連邦貧困ガイドラインの185%以下
 2. 身体測定や血液検査などから、医療または栄養上のリスク(貧血、低体重、栄養失調など)を抱えていると医者・看護師・栄養士に診断された者
 3. 米国市民でない外国人も可
- ※TANF、SNAP、メディケイド受給者は自動的に収入の基準を満たしているとみなされる

【世帯人員別 世帯収入の上限(2009年7月～2010年6月)】(単位:ドル)

世帯人員	世帯収入 (年額)	世帯収入 (月額)
1人	20,036	1,670
2人	26,955	2,247
3人	33,874	2,823
4人	40,793	3,400
5人	47,712	3,976

※ハワイ州およびアラスカ州は適用外

※妊婦は2人としてカウントされる

●配給量

プロテイン、カルシウム、鉄分、ビタミンA・Cの含有量が多い特定の食料を購入するためのバウチャーが支給される。乳幼児の年齢や母親の状態によって毎月の最大配給量やバウチャーで交換できる食料の種類が異なる。

＜バウチャーで交換できる食料＞

ベビーフード、粉ミルク、鉄分の多いシリアル、全粒粉のパン、野菜、果物、ジュース、豆腐、豆乳飲料、卵、牛乳、チーズ、ピーナッツバター、乾燥豆、ツナ缶

●給付期間

通常の給付期間は6カ月～1年。適用条件を満たしている限り、再申請が可能。

●財源

連邦農務省

●管理運営機構

連邦農務省食品栄養局(FNS)

●給付実績

2008 年度の平均月間受給者数は約 870 万人(433 万人は幼児、222 万人は乳児、215 万人は女性)